

各 位

会 社 名 ビーピー・カストロール株式会社 代表者の役職名 代表 取締役 社長 小石 孝之 (コード番号 5015 東証第一部) 問い合わせ先 取締役財務経理部長 渡辺 克己 T E L 03-5719-7750

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」制定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しましたのでお知らせいたします。

なお、当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、平成 28 年 3 月 25 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。そのため本基本方針は、監査等委員会設置会社としての統治形態の下で、当社が目指す企業価値の向上に資するためのコーポレート・ガバナンスの基本的考えを定めております。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

本基本方針は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、経営ビジョン実現のため当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めるものであります。

第1章 総則

第1条(経営ビジョン)

消費者・カスタマーのニーズを第一に考慮し、BP グループのグローバルパワーを活用し、 差別化された潤滑油製品および関連製品・サービスを提供し、長期的な信頼と価値を築き継 続的に業績を上げていけるベストブランド・マーケターを目指します。そして、安全かつ刺 激的な職場環境を社員に提供し、利益成長を実現し、サステイナブル(持続可能)であり、 かつマテリアル(大規模)なビジネスを実現することで業界をリードする利益を株主に提供 します。

第2条 (コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

当社は、ビーピー・ピーエルシー(英国)とのライセンス契約等に基づき、日本の自動車用 潤滑油市場において BP グループのブランド製品の普及浸透を一手に引き受けており、日本市 場を熟知していることから、同グループのイコール・パートナー事業を展開しています。日 本における独立した上場企業として、効果的・効率的な経営を実現するとともに、ステーク ホルダーの期待に応えるため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点 から、意思決定の透明性・公正性を確保し健全な経営を実践し揺るぎない信頼を確立するた めに、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいりま す。

- ①当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株 主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- ②当社は、企業の社会的責任の重要性を認識し、株主、消費者、取引先、社員及び私達をとりまくより広範囲な社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な相互信頼の構築と維持に取り組んでまいります。
- ③当社は、企業経営における内部環境、外部環境に潜むリスクの発見及びその対応に重点を 置き、また、全役員及び全社員一人一人の倫理観の醸成が企業経営の基盤であるとの認識 の下、健全に事業を運営する企業文化・企業風土を構築してまいります。
- ④当社は、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- ⑤当社は、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- ⑥当社は、多様な視点や価値観が存在することが事業活動を行う上で強みになると考えており、ダイバーシティの推進に積極的に努めてまいります。
- ⑦当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの 間で建設的な対話を行います。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第3条 (株主総会)

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を法的期間前に発送するとともに、発送日前に当社ホームページで当該招集通知の開示に努めます。

第4条(株式等の政策保有に関する方針)

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、又は協働ビジネス展開の円滑化及び 強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先 等の株式等を取得し保有することができるものとします。

- 2. 当社は、前項に基づき保有する上場株式等(以下、「政策保有株式」といいます)のうち、 主要なものについては、保有するうえでの中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関 係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行います。
- 3. 当社は、政策保有株式にかかる議決権の行使について、株主価値を毀損しないよう議決権行 使基準に準拠して議決権行使を行います。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

第5条(倫理基準)

当社は、全役員及び全社員一人一人が常に倫理的に行動することを確保するため、倫理基準である行動規範を制定し、開示します。

第6条(利益相反取引の管理体制)

取締役は、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得えた上で、取引を適切に管理し、適正に業務を遂行いたします。

2. 監査等委員会の事前承認を得ている場合においては、該当する取締役は監査等委員会の求め に応じて取引の状況を報告するものとします。

第7条 (関係当事者間取引の管理体制)

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第8条(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク 管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示します。 2. 取締役会は、金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び非財務情報に関する事項を開示します。

第5章 取締役会等の責務

第9条(取締役会の役割)

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、 経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている 重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。

2. 前項の重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議 体及び当該業務の統括役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役 員等の職務執行の状況を監督します。

第10条(監査等委員会の役割)

監査等委員会は、業務執行取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を果たすにあたって、 株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。 また、監査等委員会は、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは業務執 行取締役に対して適切に意見を述べます。

2. 監査等委員は、経営会議等の重要会議への出席、稟議書の閲覧等に加えて、内部監査部門と連携した監査も行います。

第11条(取締役会の運営及び支援体制)

当社は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営され責務を果たすために、取締役会事務局は、取締役会の上程議案と資料は、原則、取締役会の2日前までに各取締役に配布することとし、必要に応じて早期配布などにも努めます。取締役会の審議時間については、上程議案に応じた十分な時間を確保する体制とします。また、特に社外取締役が出席しやすい状況を確保するため、事業年度の開始前に年間スケジュールを作成し通知します。

第12条(取締役会の構成)

当社の取締役会の人数は、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定します。

- 2. 取締役会は、独立社外役員にかかる独立性判断基準を制定し、開示します。
- 3. 当社取締役会は、取締役候補者を決定するに際し、当社が属する業種・業態において、経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、当社の業種・業態に相応しい、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保します。

第13条(取締役の資質及び指名手続き)

当社の取締役候補者は、以下の基準を充足する者であって、当社の経営ビジョン実現に貢献することができる知識・能力・経験を有した幅広い多様な人材の中から決定するものとします

- ①取締役として相応しい人格、見識及び高い倫理観を有し、企業経営及び事業運営を公正・ 的確に遂行し得る者。
- ②当社が属する業種・業態の事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- 2. 前項に拘わらず、社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から 決定するものとします。
 - ①当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれが無いと認められる者。
 - ②社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や活動を生かして、当社の取締役(監査等委員である者を除く)及び経営の業務執行状況を監査し、的確・適切な意見・助言を行い経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者。

第14条 (自己評価)

取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、 その結果を取締役会に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価及び第三者評価機関によ る当社の評価を参考に入れて取締役会全体の実効性について分析・評価を行います。

第15条(取締役の報酬に関する方針)

当社取締役会は、取締役の報酬の仕組みと水準を審議し、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績及び世間水準等を勘案して役員報酬体系の決定を行います。

- 2. 報酬決定は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で社長が作成した取締役の報酬総額案 を、透明性・客観性を確保するため社外取締役を含む全取締役が出席する取締役会において 検証・審議します。
- 3. 監査等委員でない取締役の報酬支給基準は、基本報酬と単年度の業績に連動した業績連動報酬を、経済情勢、他社動向などを総合的勘案し取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬支給基準は、監査等委員会の協議により、それぞれ決定します。

第16条(後継者育成計画)

取締役会は、後継者育成計画(サクセッション・プラン)を策定し、計画に基づき当社の経 営戦略を踏まえた社長、取締役の育成に努めます。

第17条(取締役の研修等の方針)

当社は、取締役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、法令遵守、経済情勢、業 界動向、コーポレートガバナンス、及び会計財務その他の事項に関する情報を収集・提供し、 取締役の職務執行を支援してまいります。

2. 当社の社外取締役は、その役割及び機能を果たすために、当社の経営戦略、経営計画、事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成します。

第6章 株主との対話

第18条(株主等との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、IR 担当部門を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努め、当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとします。また、IR 活動にて把握された意見・懸念等は、内容に応じてその詳細を取締役会に報告する体制を整備します。

2. 当社は、建設的な対話を通じて、経営戦略ないし経営計画等にかかる理解を得る努力を行うとともに、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

附則

第1条 この規則の改正は取締役会の決議によるものとする。

制定: 平成 28 年 2 月 4 日

議決権行使基準

(1) 政策保有に関する方針

当社は、営業上の取引関係の維持・強化を図るために政策保有株式として取引先の株式を保有します。取締役会は、毎年、政策保有株式の保有意義と当社の資産規模と照らし経済合理性を検証します。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、議決権行使については、保有先企業の経営状態や当社の価値を毀損するような議案の有無を精査したうえで、議案への賛否を判断します。なお、政策保有株式にかかる議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、関連部門と協議の上、適切な対応を実施する。

独立性判断基準

当社は、社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目のいずれにも該当しないと判断された場合、独立性を有していると判断します。

- (1) 当社の関係会社の業務執行者
- (2) 当社を主要な取引先とする者(直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者)またはその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先(直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に 行っている者)またはその業務執行者
- (4) 当社の大株主 (総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者) また はその業務執行者
- (5) 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社を主要な取引先(直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者)とする法人の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員)である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- (6) 当社から多額(※1) の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士税理士またはコンサルタント等の専門家
- (7) 当社から多額の(※1) 寄付または助成を受けている者またはその法人、組合等の団体理事その他の業務執行者
- (8) 上記(2) から(7) に過去3年間において該当していた者
- (9) 上記(1) から(7) に掲げる者のうち重要な者(※2) の配偶者または二親等内の親族
 - ※1 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の場合は、当該法人・組合等の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう
 - ※2 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員 および部長職以上の使用人をいう